

## J I S マーク表示制度 認証申込書

文書 受付 印	
---------------	--

一般財団法人 日本品質保証機構 御中

受付番号 \_\_\_\_\_

「JIS マーク表示制度認証申込了承事項(様式番号 8211-36G)」の内容を了承し申し込みます。

申込日: \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

### 申込者

(フリガナ) : カブシカイシャ ジェー・キュー・エー

社名(和文) : 株式会社 ジェー・キュー・エー

(英文※1) : \_\_\_\_\_

代表者名(和文) : 神田 太郎 役職名: 代表取締役 社長

(英文※1) : \_\_\_\_\_

住所(和文) : 〒 101-8555 東京都千代田区神田須田町 1-25

(英文※1) : \_\_\_\_\_

TEL : 03-4560-5500 / FAX : 03-4560-5501

※1: 英文認証書の発行をご希望のお客さま、並びに海外のお客さまは、英文表記も記載してください。

(フリガナ) : カダ ジロウ

申込責任者名 : 神田 次郎 神田 署名または記名押印

(英文※1) : \_\_\_\_\_

所属・役職 : 関西工場 品質保証部 部長

(英文※1) : \_\_\_\_\_

住所 : 〒 532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原 4-1-9 ( □住所は申込者と同じ )

(英文※1) : \_\_\_\_\_

TEL : 06-6393-8200 / FAX : 06-6393-8210

E-mail : jiro-kanda@jqa.jp

適用する JIS 規格番号※2 : JIS A 1234

※2: 複数の JIS 規格番号を同一の認証の区分として申し込むことが可能な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

### 工業標準化法の適用条項:

国内における鋳工業品の

製造業者(19条1項) /  輸入業者または 販売業者(19条2項) /  加工業者(20条1項)

外国における鋳工業品の

製造業者(23条1項) /  輸出業者(23条2項) /  加工業者(23条3項)

お申し込みいただいたお客さまの個人情報、試験・審査・認証などの業務にかかわる連絡、調整並びに当機構が実施しております他の業務や新規業務のご案内・市場調査およびそれら業務にかかわる各種情報の提供に限り使用させていただきます。ただし、当機構の責任において、当機構のプライバシーポリシー ([http://www.jqa.jp/privacy\\_policy/](http://www.jqa.jp/privacy_policy/)) に基づき当機構を認定・登録している組織との間において個人情報を共同利用することがあります。

お願い: ①お申し込みの際には、申込責任者の署名または記名押印された原本をご提出ください。

②代理人による申込書類の提出、事務連絡の代行、認証費用の支払いをご希望の場合は、必ず「委任状」をご提出ください。

# JIS マーク表示制度認証申込了承事項

次の内容についてご確認の上、ご了承いただければ申込書のご提出をお願いいたします。

1. お申し込みをお受けできる鉱工業品またはその加工技術により加工した鉱工業品(以下「鉱工業品等」)は、当機構が工業標準化法に基づく認証機関として登録を受けた日本工業規格の範囲となります。ただし、鉱工業品等の仕様や設備の性能などにより、製品試験が実施できない時には、お申し込みをお受けできない場合があります。
2. 上記のほか、お客さまにおいて以下の事項の1つに該当する場合、当機構の判断でお申し込みを受け付けないこと、またはいったん受け付けたお申し込みを取り消す場合があります。
  - 1)お申し込みが違法行為、公序良俗違反行為、反社会的な行為、その他当機構の業務遂行に支障をきたす行為、またはそのおそれがある組織・団体などからのお申し込み該当する場合。
  - 2)お客さまにおいて資産、信用状態が悪化し、またはそのおそれがある場合。
  - 3)その他お申し込みについて当機構が不適切と判断した場合。
3. 認証の区分および認証の範囲については、認証にかかわる鉱工業品等の内容によりお客さまと協議の上、決定いたします。
4. 申込書の内容確認後に「JIS 認証料金表」に基づく申込料の請求書を送付いたします。申込料の入金が確認でき次第、工場審査、製品試験等の実施方法・スケジュールなどを調整のうえ審査計画に基づく見積書を発行いたします。
5. 申込書のご提出後、その内容を変更しようとする場合は、その旨を文書でご提出ください。この場合、「JIS 認証料金表」に基づく認証にかかわる費用(以下「認証費用」)、認証書発行予定日などが変更となる場合があります。
6. お客さまがお申し込みを取り下げられる場合には、その旨を文書でご提出ください。
7. ご提出いただいた資料は、原則として返却いたしません。お申し込みにより知り得た情報を認証業務の委託をする第三者に提示する場合はあらかじめお客さまの同意を得ます。ただし関連する法令に基づくなどの正当な理由がある場合は、お客さまの同意なく司法機関・官公署または当機構を認定・登録している組織に情報を提供する場合があります。
8. 認証費用の見積金額は、標準工程に基づく概算です。認証の目的を達成するために工場審査、製品試験等の内容の変更、追加等を行う必要が生じた場合には、見積金額と差異が生じることがあります。また、認証契約締結までに JIS 規格の改正があった場合には、追加の資料要求、工場審査および製品試験を実施する場合があります。
9. 海外での工場審査および製品試験は日本語にて実施しますので、通訳などはお客さまにて手配していただきます。
10. 工場審査、製品試験等が要求される場合、当機構の職員が認証にかかわる事業所に立ち入り、必要な審査等を実施いたします。要員の氏名は審査計画書などでお知らせいたしますが、要員を忌避する場合には1週間以内に理由を添えて申し出ることができます。なお、その際には審査等スケジュールを変更させていただく場合があります。また審査等では関連する文書や記録類の調査、関連する機器・設備、場所、区域、要員、および当該製品にかかわる苦情や不適合情報の確認も行います。
11. 下請業者などに製造工程の一部を外注している場合には、その外注先の管理の状況により当該事業所に審査のために立ち入ることがあります。
12. 審査等への審査や試験の要員以外の関係者の同行は、お客さまの同意の下実施いたします。
13. 製品試験の試験場所については審査計画書などでお知らせいたします。なお、当機構の試験所または当機構が指定する試験所以外の試験場所をご希望の場合は、JIS Q 17025 への適合性の調査の結果によってはご希望に添えないことがあります。
14. 試験データの活用を希望される場合、当該試験データなどについてはお客さまがその適法な使用权を有している旨を当機構に対して保証するものとし、当機構の当該試験データなどの使用に関して生じる一切の紛争について当機構は損害・費用などの責を負うものではありません。
15. 試験品は、当機構の要員が試験に必要な数量を抜き取ります。試験品に損傷などのないよう保管および保存の取り扱いに充分注意しておりますが、試験品の保管および保存について、特に条件などがありましたら、あらかじめお申し出ください。なお、製品試験の試験場所までの運搬時の取り扱いによる損傷などについては、当機構では一切の責任を負いません。
16. 破壊を伴う試験において、試験終了後の試験品(付帯する部品などを含む)の破壊状態についての異議申し立て(試験品の復元費用など)は、お受けいたしません。
17. 書類のご提出や試験品の運搬などにかかわる費用は、すべてお客さまのご負担となります。
18. お申し込み後、JIS 規格などの要求事項への適合性評価の為に、追加の資料、試験品などのご提出をお願いする場合があります。
19. 当機構が妥当と判断した一定の期間を経ても是正報告書をご提出いただけない場合などで認証決定の目処がたたないときには、認証不可の決定をすることがあります。
20. 認証書発行後、適用する JIS 規格に関する不適合事項が判明した場合の改修、改善および修理などの費用はお客さまのご負担となります。
21. 当機構に対して、認証結果に関する異議を申し立てることができます。なお、異議がある場合には、事由が発生した日から45日以内に当機構へ文書にてお申し出ください。当機構は申し立てを受理した日より3ヵ月以内に回答いたします。
22. 認証書発行前に、JIS マークの使用許諾などに関する当機構所定の「認証契約書」を締結していただきます。認証登録を維持いただくために、認証契約書に基づき「認証登録維持料」および「認証維持審査料」などの認証費用が発生いたします。
23. 1) 認証費用は、申込料を除き、認証決定(不可の決定を含む)後に請求いたします。認証書発行前の請求書送付となりますが、予めご了承ください。請求書受領後、指定期日までに、当機構指定の銀行口座へお支払いください。なお、銀行振込の手数料は、お客さまのご負担とさせていただきます。また、当機構の判断により前払いで請求する場合があります。  
2) 前1)にかかわらず、当機構がお申し込みを取り消した場合、もしくはお客さまがお申し込みを取り下げた場合、または当機構が認証不可の決定をした場合には、それまでに発生した認証費用を請求いたします。請求書受領後、指定期日までに当機構の指定銀行口座へお支払いください。なお、銀行振込の手数料は、お客さまのご負担とさせていただきます。
24. 当機構の認証費用請求額に対して、外国における諸税が課せられる場合は、お客さまのご負担とさせていただきます。つきましては、ご送金時に請求金額の全額を申し受けます。
25. 認証の決定後は、当機構が正当な理由があると認める場合を除き、速やかに認証契約の締結をしていただきます。
26. 広告および宣伝活動などにおいて、認証書の範囲を逸脱するような製品認証に関する表明(当機構が認証した鉱工業品等以外の鉱工業品等が認証を取得していると誤解を招くような広告・宣伝など)を行うことはできません。このような事実が明らかになった場合には、広告および宣伝活動などを中止していただきます。ご同意いただけない場合には、認証の一時停止または取消しなどの処置をとる場合があります。また、当機構の評価を損なうような認証書または製品認証の使い方をされた場合も同様の処置をいたします。
27. 工業標準化法などの関係法令を遵守していただきます。
28. 天災地変、その他不可抗力により、工場審査、製品試験等の履行および認証書の発行ができなくなった場合、当機構はその責を負うものではありません。
29. 上記に記載のない事項または疑義が生じた場合は、当機構にお申し出ください。

以上

様式番号：8211-36G

受付番号 \_\_\_\_\_

## J I S マーク表示制度認証申込書 (2)

JQA で記入します。

申し込み該当内容の□にチェックまたは■に入れ替えて、当該様式に必要な事項を記載してください。

申込認証の種類：  一般認証 /  ロット認証 (数量：\_\_\_\_\_)

申込内容：  新規認証  
 新たな認証の区分の追加 (他の認証の区分での既認証番号\_\_\_\_\_)

審査基準 (および審査結果の活用)：

品質管理体制の基準 (A)

品質管理体制の基準 (B) ( JIS Q 9001/ISO 9001 登録認証機関名： JQA )

製品の試験： 試験データ活用希望

試験機関名：\_\_\_\_\_  
ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)認定機関名：\_\_\_\_\_

立会試験希望

試験実施場所： 認証にかかわる製造工場  
 その他 (申込書 (3) に記載)

※ 第三者試験場所にて立会試験をする場合、「第三者試験場所の利用申込書兼同意書」をご提出ください。

ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)対応状況：

認定試験所 (認定番号\_\_\_\_\_)  
 JQA 調査済み (調査日\_\_\_\_\_)  
 未対応

JQA の試験所または JQA が指定する試験所希望

試験成績書発行： 希望する ( 1 通 )  
試験品の取り扱い： 返送  申込者が試験所にて引取  廃棄依頼  
(返送、引取、廃棄にかかわる費用はお客さまのご負担といたします)

※ 製品試験の実施において、上記の組み合わせを希望される場合は、試験項目ごとの実施場所を別紙にてご指定ください。

(  別紙参照：試験項目－実施場所対応表による )

認証書の追加発行 (認証時、和文1通 (正本) を発行します。追加発行を希望された場合、有料となります。)

追加発行を希望する (和文 (副本) 1 通、英文<sup>※1</sup>    通)

※1：英文の1通目は“参考版”、2通目以降は“参考版の副本”としての発行となります。

英文認証書追加発行を希望される場合は申込者の名称・住所、認証にかかわる工場の名称および所在地の英文表記を申込書に記載してください。

請求書宛名および送付先住所： 申込責任者と同じ  下記担当者 (代理人など<sup>※2</sup>)

請求書宛先：株式会社ジェー・キュー・エー 関西工場 品質保証課 課長 品質保

送付先：〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原 4-1-9

※2 代理人を指定する場合は必ず「委任状」を提出ください

J I S マーク表示制度認証申込書 (3)

JQA で記入します。

連絡担当者

認証取得までの間、品質管理責任者と異なる連絡先を指定する場合のみ記載してください。また、別法人の方が連絡担当者になる場合は委任状をご提出ください。

氏名： 品質 保 所属・役職： 関西工場 品質保証課 課長

住所： 〒 532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原 4-1-9

TEL： 06-6393-8200 FAX： 06-6393-8210 E-Mail： tamotsu-hinshitsu@jqa.jp

品質管理責任者（統括）

複数工場一括認証をご希望の場合は、全工場を統括する品質管理責任者を記載してください。また販売業者（輸入・輸出業者を含む）の場合は、販売業者側の品質管理責任者を記載してください。

氏名： \_\_\_\_\_ 所属・役職： \_\_\_\_\_

(英文※1)： \_\_\_\_\_ (英文※1)： \_\_\_\_\_

住所： 〒 \_\_\_\_\_

(英文※1)： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_ E-Mail： \_\_\_\_\_

製造工場リスト

製造工場①

工場名（和文）： 株式会社 ジェー・キュー・エー 関西工場

(英文※1)： \_\_\_\_\_

住所（和文）： 〒 532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原 4-1-9

(英文※1)： \_\_\_\_\_

品質管理責任者： 神田 次郎 所属・役職： 品質保証部 部長

(英文※1)： \_\_\_\_\_ (英文※1)： \_\_\_\_\_

TEL： 06-6393-8200 FAX： 06-6393-8210 E-mail： jiro-kanda@jqa.jp

製造工場②

工場名（和文）： \_\_\_\_\_

(英文※1)： \_\_\_\_\_

住所（和文）： 〒 \_\_\_\_\_

(英文※1)： \_\_\_\_\_

品質管理責任者： \_\_\_\_\_ 所属・役職： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_ E-mail： \_\_\_\_\_

※1：英文認証書の発行をご希望のお客さま、並びに海外のお客さまは、英文表記も記載してください。

立会試験実施場所

(製造工場と異なる場合並びに複数の製造工場の中から試験場所を指定する場合)

名称： \_\_\_\_\_

住所： 〒 \_\_\_\_\_ (  製造工場と同じ )

連絡担当者： \_\_\_\_\_ 所属・役職： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_ E-mail： \_\_\_\_\_

その他

JIS 認証に関して一般ユーザーなどからの問い合わせに対応する連絡先 (JISC で公表されます)

TEL： 06-6393-8200 / FAX： 06-6393-8210

従業員数、資本金に関する調査にご協力ください。(初回申込時のみ)

従業員数 (全社)： 800 人 / 資本金： 74 億円

## J I S マーク表示制度認証申込書 (4)

JQA で記入します。

添付資料の□にチェックまたは■に入れ替えて、該当する資料を添付してください。

添付資料<sup>※1</sup>：

(共 通)

## ■ 認証を希望する範囲一覧

(JIS 規格番号／種類・等級／認証を希望する製品範囲<sup>※2</sup>／工場が生産できる能力範囲<sup>※3</sup>)■ 工場周辺の地図 (最寄駅または空港から工場までの案内図<sup>※4</sup>)■ 工場内の配置図<sup>※5</sup>■ 品質管理実施状況説明書<sup>※6</sup> (□A、■B／工場ごと)

(以下、該当する場合)

## ■ JIS Q 9001/ISO 9001 登録証の写し

## ■ 17025 調査に必要とする書面の記載項目と様式 (立会試験の場合／試験場所ごと)

## ■ JIS マーク表示制度 認証書の写し (他機関から移行する場合)

■ カタログ ~~写真~~

□その他 (.....)

※1：添付資料は、2部ご提出ください。また販売業者等としてお申し込みの場合は販売業者の事業所地図や品質管理実施状況説明書もご提出ください。

※2：規格に規定されている種類・等級ごとに、認証を希望する製品範囲を寸法・呼び・構造・生産方法などで具体的に記載してください。

※3：規格に規定されている種類・等級ごとに、貴社の生産設備からの生産できる能力範囲を、寸法・構造・生産方法などで具体的に記載してください。能力範囲と製品範囲が同じ場合は、能力範囲記載欄に「同左」と記載してください。

※4：最寄りの駅または空港から工場までの道順案内図には、目標となる建物、駅からの所要時間や距離を記載してください。関連工場がある場合には、その工場に関する記載も記載してください。

※5：工場内の配置図は、事務所、倉庫、製造現場 (主な設備の配置も含む)、試験室などを図示してください。関連工場がある場合には、その工場に関する記載も記載してください。

※6：品質管理実施状況説明書においても、別途資料の添付をお願いしておりますので、当該様式をご確認ください。